本号で公布された法令のあらまし

◇ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第三四号）（環境省）

1　定義の追加

㈠　「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」、「ポリ塩化ビフェニル使用製品」及び「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」の用語の意義に関する規定を設けることとした。（第二条第二項～第四項関係）

㈡　「保管事業者」及び「所有事業者」の用語の意義に関する規定を設けることとした。（第二条第五項及び第六項関係）

2　責務の追加

㈠　所有事業者は、確実に、そのポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄し、又はそのポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去するよう努めなければならないこととした。（第三条第二項関係）

㈡　保管事業者及び所有事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならないこととした。（第三条第三項関係）

㈢　国が情報の収集等を行う対象として、及び都道府県が状況を把握する対象として、ポリ塩化ビフェニル使用製品を追加することとした。（第五条第一項及び第二項関係）

3　ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画

㈠　ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の記載事項に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する基本的な方針、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置に関する事項及び政府が保管事業者としてそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理のために実行すべき措置に関する事項を追加することとした。（第六条第二項関係）

㈡　環境大臣は、あらかじめ経済産業大臣と協議して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととした。（第六条第三項～第六項関係）

4　高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る措置

㈠　保管事業者は、環境省令で定める場合以外は、届出に係る保管の場所を変更してはならないこととした。（第八条第二項関係）

㈡　保管事業者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごと及び保管の場所が所在する区域ごとに政令で定める期間（以下「処分期間」という。）内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならないこととした。ただし、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分期間の末日から起算して一年を経過した日（以下「特例処分期限日」という。）までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であり、これを証する書類を添付して都道府県知事に届け出た保管事業者は、特例処分期限日までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄しなければならないこととした。（第一〇条第一項及び第三項関係）

㈢　都道府県知事は、保管事業者が㈡の規定に違反した場合には、期限を定めて、処分等の措置を命ずることができることとするとともに、当該保管事業者が当該命令を履行する見込みがない場合等に、代執行を行うことができることとした。（第一二条及び第一三条関係）

5　高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る措置

㈠　所有事業者は、処分期間内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄しなければならないこととした。ただし、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であり、これを証する書類を添付して都道府県知事に届け出た所有事業者は、特例処分期限日までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄しなければならないこととした。（第一八条第一項及び第二項関係）

㈡　高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、都道府県知事への届出等に係る規定を準用することとした。（第一九条関係）

㈢　電気事業法（昭和三九年法律第一七〇号）第二条第一項第一八号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、同法の定めるところによることとした。（第二〇条関係）

㈣　環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができることとした。（第二一条第二項関係）

6　その他

㈠　環境大臣、経済産業大臣、関係行政機関の長、都道府県知事、ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者その他の関係者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないこととした。（第二三条関係）

㈡　高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品であることの疑いのある物を所有する事業者その他の関係者について、都道府県知事による報告徴収及び立入検査等の対象に追加することとした。（第二四条及び第二五条（第一九条において読み替えて準用する場合を含む。）関係）

㈢　罰則の規定の整備を行うこととした。（第三三条～第三六条関係）

7　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇公職選挙法施行令の一部を改正する政令（政令第二一〇号）（総務省）

1　専ら要約筆記のために使用する者に対する報酬の額についての基準等に関する事項

選挙運動に従事する者のうち専ら要約筆記のために使用する者に対する報酬の額について、政令で定める基準を一人一日につき一万五、〇〇〇円以内とすることとした。（第一二九条第四項及び第五項関係）

2　この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二八年法律第二五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行することとした。

◇年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（政令第二一一号）（厚生労働省）

1　厚生労働大臣は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二四年法律第一〇二号。以下「法」という。）第二五条第一項に規定する年金生活者支援給付金の速やかな支給のため必要があると認めるときは、支給要件調査対象者又は支給要件調査対象者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の収入の状況につき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し資料の提供を求めることができることとした。（第一条関係）

2　厚生労働大臣は、1の求めを行うときは、平成二八年五月三一日までに支給要件調査対象者が同年四月一日において住所を有する市町村に対し、当該支給要件調査対象者の氏名及び住所、年金生活者支援給付金の種類その他厚生労働省令で定める事項を通知してするものとし、当該通知は、国民健康保険法（昭和三三年法律第一九二号）第四五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）及び同条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）の順に経由して行うこととした。（第二条関係）

3　市町村は、2の通知を受けたときは、厚生労働大臣に対し、年金生活者支援給付金の種類に応じ、必要な情報について提供を行うものとし、当該情報の提供は、厚生労働省令で定める期日までに、連合会及び指定法人の順に経由して行うこととした。（第三条関係）

4　厚生労働大臣は、法の施行の日までに、年金生活者支援給付金の速やかな支給のため、3の情報により年金生活者支援給付金の支給要件に該当する蓋然性が高いと認められる者に対し、認定の請求に関する情報を通知することとした。（第四条関係）

5　1の求め、3の情報の受領、4の通知その他厚生労働省令で定める権限について、厚生労働大臣から日本年金機構へ委任するものとするほか、その委託に係る必要な技術的読替えを定めることとした。（第五条関係）

6　2の通知に係る事務について、厚生労働大臣から日本年金機構へ委託するものとするほか、その委託に係る必要な技術的読替えを定めることとした。（第六条関係）

7　この政令に定めるもののほか、この政令の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定めることとした。（第七条関係）

8　この政令は、公布の日から施行することとした。